

## CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 6 月 2 日  
内閣総理大臣決裁  
令和 3 年 3 月 15 日  
一部改正

1 林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現することを目的に、CLT（直交集成板）の公共建築物、商業施設等への幅広く積極的な活用に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）

副議長 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官

警察庁長官官房長

総務省自治財政局長

法務省大臣官房長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

文部科学省高等教育局私学部長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省老健局長

厚生労働省医政局長

林野庁長官

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省住宅局長

環境省地球環境局長

3 連絡会議の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。